様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年　5月 8日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） みしましんようきんこ  一般事業主の氏名又は名称　 三島信用金庫  （ふりがな） たかしま　まさよし  （法人の場合）代表者の氏名 　髙嶋　正芳  住所　〒411-0857  静岡県三島市芝本町12番3号  法人番号　3080105002360  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 新長期ビジョン・新中期経営計画の策定について 2. DX戦略（2023～2026年度） | | 公表日 | 1. 2024年5月16日 2. 2025年4月9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 三島信用金庫ホームページにて公開  「新長期ビジョン・新中期経営計画の策定について」  URL: <https://www.mishima-shinkin.co.jp/cms_source/data/info/files/215f77afc00819f7b2ca76e211cb078554f081ec.pdf>  「DX戦略（2023～2026年度）」P.1,2  URL: <https://www.mishima-shinkin.co.jp/_userdata/dx_strategy.pdf> | | 記載内容抜粋 | 近年、ＡＩをはじめとするデジタル技術が大きく進歩しています。このような変化に柔軟に対応し、次なる成長を目指すためには、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）は欠かせません。そこで、当金庫では、中期経営計画「地域を未来にTUNAGU」を実現するための「ＤＸ戦略」を策定しております。  急激な時代の変化と厳しい環境に柔軟に対応するため、当金庫は2030年に向けた長期ビジョンのもと、2024年度からの中期経営計画（「地域を未来に『TUNAGU』」）を策定し、３つの行動指針（価値創造、人づくり、DX）を設定しました。  地域と金庫を持続的に共存し発展することを願って「デジタルとFace to Faceの融合により元気な地域を創造する」をDX戦略のビジョンとして掲げました。  ＜DX戦略上の重要課題＞  　・お客さまニーズの多様化  　・事務処理の効率化  　・デジタル時代への対応  具体的なDX戦略は、「お客さま利便性の追求」、「業務プロセスの革新」、「人財育成」を戦略の3本柱としました。  本施策の取り組みにより、コンタクトイノベーションを実現することで、元気な地域を創造し、地域のベストパートナーとして「共存同栄」の実現を目指します。  ＜DXビジョン＞  デジタルとFace to Faceの融合により元気な地域を創造する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. 2024年1月17日　三島信用金庫理事会（取締役会に準ずる機関）で以下の議案を決議。   ・新長期ビジョン・新中期経営計画の策定について   1. 2023年4月21日　三島信用金庫理事会（取締役会に準ずる機関）で以下の議案を決議。   ・DX戦略（2023～2026年度）の策定について  2025年4月4日　三島信用金庫常務会（理事会に参加する常勤役員により構成される、業務の執行全般に関する事項を協議決定する機関）で以下の議案を決議。  ・DX戦略の見直しおよびDX認定の更新申請について |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. DX戦略（2023～2026年度） 2. ディスクロージャー2024 | | 公表日 | 1. 2025年4月9日 2. 2024年11月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 三島信用金庫ホームページにて公開  「DX戦略（2023～2026年度）」P.3～5  URL: <https://www.mishima-shinkin.co.jp/_userdata/dx_strategy.pdf>  「ディスクロージャー2024」P.3  URL: <https://www.mishima-shinkin.co.jp/_userdata/report202411.pdf> | | 記載内容抜粋 | 各戦略の具体的な方向性は以下の通りとなります。  【DX戦略Ⅰ：　お客さま利便性の追及　】  お客さまニーズの多様化に対し新たなサービスを提供します。   * 個人のお客さま向け施策  1. 非対面チャネルの拡大 2. 新たなプロモーション戦略展開  * 事業者のお客さま向け施策  1. 事業拡大の伴走支援 2. 新たなプロモーション戦略展開  * 地域経済の活性化施策  1. 地域の事業創出 2. ITリテラシー定着への取り組み   上記の施策により、「お客さま視点でのサービスの利便性向上」「新たなビジネスの創出」を行うことを「コンタクトイノベーション」と定義し、デジタルツールの活用との連携を推し進めていきます。  【DX戦略Ⅱ：　業務プロセスの革新　】  お客さまへの提案時間を増加させるため、業務プロセスの革新を進めます。   * ワークスタイルの変革   デジタル化の促進で効率的な業務環境を整備。   * 業務プロセスの革新   デジタルを活用した業務プロセスの効率化を促進。  【DX戦略Ⅲ：　人財育成　】  デジタル時代のお客さま支援に対応するための人財を育成します。   * 変革への態勢構築   ITとデジタル知識の理解を深める   * 意識と行動の変革   チャレンジする意識を醸成する   * 経営理念の実現   地域への付加価値を提供できる人財となる | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. 2023年4月21日　三島信用金庫理事会（取締役会に準ずる機関）で以下の議案を決議。   ・DX戦略（2023～2026年度）の策定について  2025年4月4日　三島信用金庫常務会（理事会に参加する常勤役員により構成される、業務の執行全般に関する事項を協議決定する機関）で以下の議案を決議。  ・DX戦略の見直しおよびDX認定の更新申請について   1. 2024年7月10日　三島信用金庫理事会（取締役会に準ずる機関）で以下の議案を報告。   ・ディスクロージャ誌「三島信用金庫の現況2024」の作成状況について |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 三島信用金庫ホームページにて公開  「DX戦略（2023～2026年度）」P.6  「ディスクロージャー2024」P.3 | | 記載内容抜粋 | DX推進による業務改革の方針決定機関として、理事長を委員長とする「DX推進委員会」を設け、ガバナンス体制を強化しました。  経営陣が参画することで意思決定のスピードを早め、多種多様な価値観を受容し柔軟な発想での対応や実行性を高めます。  具体的な活動は、DX推進に関した施策の推進力向上を目的としたプロジェクトチームを作成し、DX施策のスピード化を図ります。  上記の目的を達成するため、金庫全体のDXへの取り組み推進と部門間の連携を高める組織として「デジタルイノベーション課」を新設しています。  DX人財の育成として、ITリテラシーの向上を図り、デジタル化に対応する知識を身につけるため、職員のITパスポート資格取得を推奨しています。  また、自ら考動し、チャレンジする人財育成を目的に、2年目の職員が参加する「ＨＯＰＥ研修」を行い、金庫への提言・提案を行っています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 三島信用金庫ホームページにて公開  「DX戦略（2023～2026年度）」P.7 | | 記載内容抜粋 | デジタルツールの活用により、本部業務の効率化に加え、データ利活用とメディアミックスのためのデジタル環境を整備します。  ＜デジタルツールの活用に向けた環境整備の例＞  ◆ コンタクトイノベーションプラン  ・メディアミックスによる接点拡大  ・チャネルのパーソナライズ化  ・インサイドセールスの実現  ◆ 業務プロセスの革新プラン  ・業務プロセスの効率化  窓口タブレット強化による支店窓口負荷の軽減と  デジタルツール活用による本部の業務効率化  ・データに基づいた戦略の意思決定  金庫内のデータ連携とデータ分析と活用を容易に  するＣＲＭ（顧客情報）の構築 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX戦略（2023～2026年度） | | 公表日 | 2025年4月9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 三島信用金庫ホームページにて公開  「DX戦略（2023～2026年度）」P.8  URL: <https://www.mishima-shinkin.co.jp/_userdata/dx_strategy.pdf> | | 記載内容抜粋 | DX推進に関しては、施策の進捗度をモニタリングするため、事業計画に準じたKPIを設定しました。  ＜DXへの取り組みに対するKPI＞  ①お客さま利便性の追求  ◆非対面チャネルの拡大  (1)非対面チャネルによるリテール部門の利用拡大  (2)投信インターネットサービスの推進  ◆事業拡大の伴走支援  　　(3) 営業担当者の活動を進化させ、マッチング商材ビジネス仕組化  　◆新たなプロモーション戦略展開  (4)市場、分析のデータ活用による事業所訪問  ②業務プロセスの革新  　◆業務プロセスの革新  (5)RPA等を活用した事務処理削減  (6)システムの活用による事務プロセスの改善  (7)AIを業務活用できる環境の構築  (8)窓口タブレットの利用範囲拡大  ③人財育成  　◆デジタル人財育成  (9)金融＋ITスキル→社会変化の中で新たな価値を生み出すために必要なマインドスタンスの醸成 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年4月9日 | | 発信方法 | 「DX戦略（2023～2026年度）」P.1  URL: <https://www.mishima-shinkin.co.jp/_userdata/dx_strategy.pdf> | | 発信内容 | 近年、ＡＩをはじめとするデジタル技術が大きく進歩しています。このような変化に柔軟に対応し、次なる成長を目指すためには、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）は欠かせません。そこで、当金庫では、中期経営計画「地域を未来にTUNAGU」を実現するための「ＤＸ戦略」を策定しております。 私たちのビジョンは、「デジタルとFace to Faceの融合により元気な地域を創造する」ことです。地域と金庫が持続的に共存し、地域に笑顔が広がることを願っています。最新のデジタル技術を活用し、お客さまのニーズに応じた新たな価値とサービスを提供することで、地域の皆さまのご期待に応えるべく全力で取り組むことを理事長として発信しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、自己診断結果入力サイトにてDX推進指標の自己診断フォーマット提出済  （DX推進ポータル受付番号：　202412AH00006911 ） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2012年1月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 平成24年より情報セキュリティに関して情報セキュリティ規程を策定し、サイバーセキュリティに対する監視体制、情報収集および対策の態勢整備を行い、入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じている。  必要に応じてネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用し、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。